

八王子市告示第 10 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、平成 29 年八王子市告示第 315 号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

平成 30 年 1 月 12 日

八王子市長 石森 孝志

記

1 指定を解除する区域

別図のとおり（八王子市檜原町 1457 番 1、1457 番 2、1461 番イの各一部）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則第 31 条第 2 項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

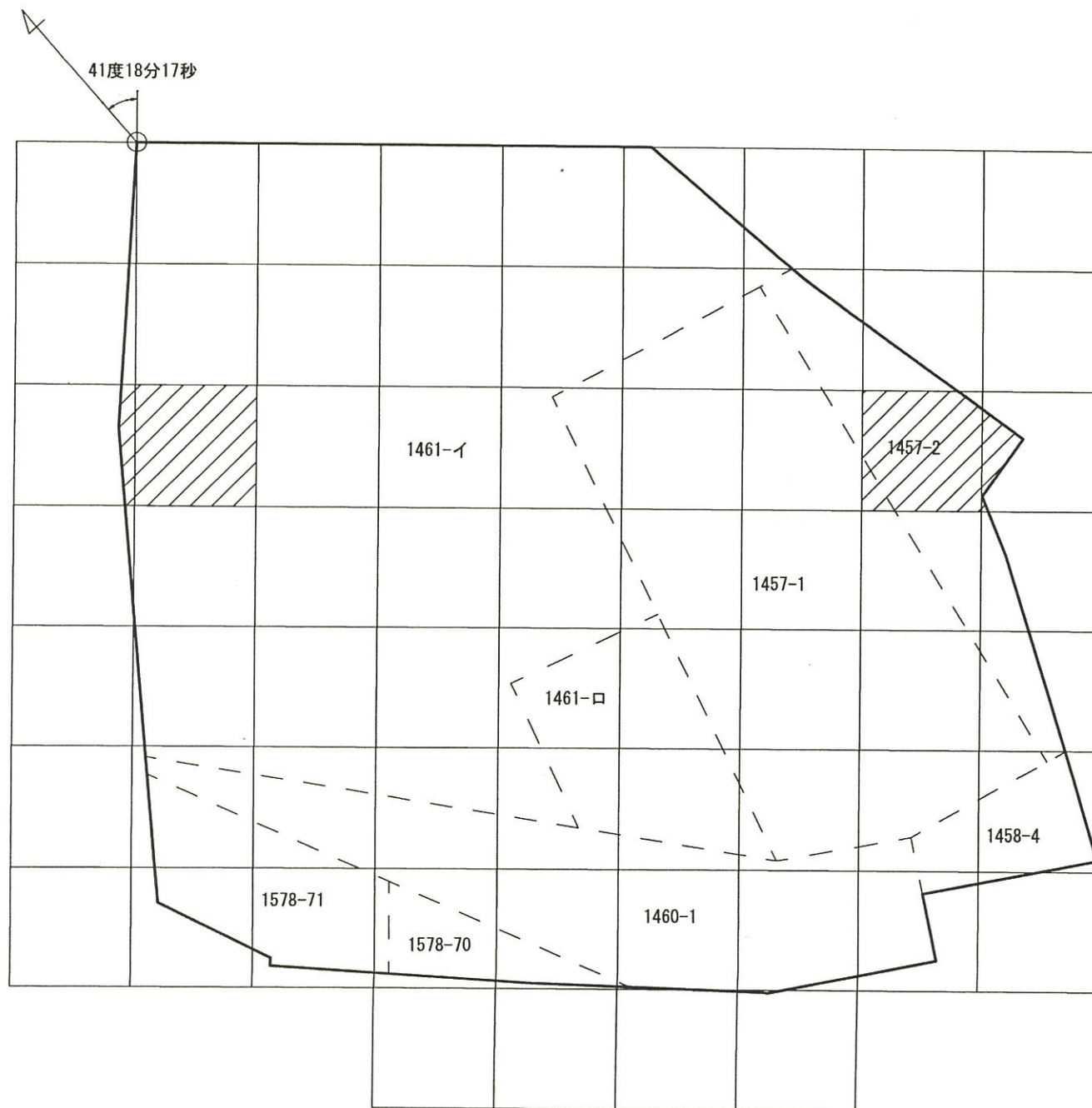
鉛及びその化合物

4 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

<問合せ先>

環境部環境保全課



【起点】

起点は、八王子市檜原町1461番イの最北端とする。

【格子の回転角度】 41度18分17秒

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を起点を支点として右回りに回転した角度を示す。

【凡例】

-  指定を解除する区域
-  筆境界
-  単位区画
-  敷地境界